

(公 印 省 略)

分医発第2132号
令和7年9月11日

各 郡市等医師会長 殿

大 分 県 医 師 会
会 長 河 野 幸 治

40歳未満の事業主健診情報等のNDBへの収載について

厚労省より標記事務連絡が発出された旨、日本医師会から別紙のとおり連絡が参りましたので、貴会会員への周知方ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

日医発第932号(健I)

令和7年9月4日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会 長 松本 吉郎
(公印省略)

40歳未満の事業主健診情報等のNDBへの収載について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、令和8年2月より40歳未満の事業主健診情報の匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）への収載が開始されることとなりました。

40歳未満の事業主健診情報については、被保険者が自身のマイナポータルで閲覧できるようにするため、令和5年度より保険者が事業者等から提供を受け、NDBの運用管理を行う支払基金等に対して既に提供が行われております。NDBへの収載は当該提供情報をもって行うため、事業者への新たな事務は生じません。

つきましては、本通知の趣旨をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

保発0728第1号
令和7年7月28日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

40歳未満の事業主健診情報等のNDBへの収載について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の一部の施行に伴い、厚生労働大臣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第16条第3項の規定に基づき、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成等に資するため、必要があると認めるときは、事業者等に対し、医療保険等関連情報として40歳未満の事業主健診情報の提供を求めることが可能となっています。

また、令和5年3月23日開催の第164回社会保障審議会医療保険部会において、同規定に基づき、厚生労働大臣が事業者等から提供を受けた40歳未満の事業主健診情報については、令和7年度以降にNDB（National Database of Health Insurance Claims）への収載を開始する方針が了承され、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会（以下「支払基金等」という。）においてシステム改修等の準備を進めているところです。

今般、システム改修等の進捗状況等に基づき、40歳未満の事業主健診情報のNDBへの収載が令和8年2月より開始されます。

40歳未満の事業主健診情報については、令和5年度より、被保険者が自身のマイナポータルで閲覧できるようにするため、健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第2項等の規定に基づき、保険者が事業者等から提供を受け、支払基金等に対して既に提供しており、NDBへの収載は、当該提供情報をもって行うこととなります。このため、今回の40歳未満の事業主健診情報の収集に際して事業者等に新たな事務は生じません。

なお、医療保険等関連情報として提供される情報については、個人情報の保護を図るため、被保険者等の氏名等を削除し、匿名化・暗号化されたものであることを申し添えます。

以上の内容についてご了知いただくとともに、貴下会員その他関係機関等に

周知いただきますようお願い申し上げます。また、各都道府県におかれては、
貴管内市町村、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合に対して周知い
ただきますようお願い申し上げます。